

桑名市告示第206号

桑名市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給に関する要綱を次のように定める。

令和8年8月3日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給に関する要綱

桑名市介護保険居宅介護（予防）受領委任払い制度に関する要綱（令和6年桑名市告示第62号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、桑名市介護保険条例施行規則（平成16年桑名市規則第123号）第26条及び第27条の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）その他関係法令（以下「介護保険法関係法令」という。）に定めるもののほか、居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）並びに居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給に当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において使用する用語は、介護保険法関係法令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 福祉用具購入費又は住宅改修費の支給の申請を行う居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者をいう。
- (2) 償還払い方式 福祉用具購入費又は住宅改修費の支給に当たり、申請者が特定福祉用具の購入に要した費用の額又は住宅改修に要した費用の額を支払ったことをもって、市が支給決定した当該福祉用具購入費又は住宅改修費を申請者が指定する口座に支給する方式をいう。
- (3) 受領委任払い方式 福祉用具購入費又は住宅改修費の支給に当たり、申請者がその受領に関する権限を当該支給に係る特定福祉用具販売事業者又は住宅改修を施工する者に委任するとともに当該委任を受けた者（以下「受領委任事業者」という。）に特定福祉用具の購入に要した費用の額から福祉用具購入費の支給額相当額を控除した額又は住宅改修に要した費用の額から住宅改修費の支給額相当額を控除した額を支払ったことをもって、市が支給決定した当該福祉用具購入費又は住宅改修費を受領委任事業者が指定する口座に支給する方式をいう。

（申請者の要件）

第3条 法第27条第8項（法第29条第2項において準用する場合を含む。）、法第28条第9項、法第32条第7項（法第33条の2第2項において準用する場合を含む。）又は法第33条第5項の規定によりさかのぼって認定の効力が生ずることにより、居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者に該当することが見込まれる者は、現に認定の効力が生じたことが明らかとなるまでの間、福祉用具購入費又は住宅改修費の支給の申請を行うことができないものとする。

2 前項の規定は、法施行規則第75条第1項及び第94条第1項に規定する住宅改修を行おうとするときにあらかじめ行う申請書又は書類の提出（以下「住宅改修の事前申請」という。）については適用しない。

（受領委任払い方式の適用資格）

第4条 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、受領委任払い方式による給付は行わない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 被保険者証に支払方法変更の記載がされている者
- (3) 法第67条第1項の規定による保険給付の差止めを受けている、又は被保険者証に保険給付差止の記載がされている者
- (4) 被保険者証に給付額減額等の記載がされている者
- (5) 法第27条第1項の規定による申請を行い、市が同条第7項の規定による要介護認定をするに至っていない者又は法第32条第1項の規定による申請を行い、市が同条第6項の規定による要支援認定をするに至っていない者

(6) その他市長が適当でないと認める者

- 2 受領委任事業者は、事業専用口座（個人名義の口座にあつては、屋号等が併記されており専らその事業のためにのみ使用する口座をいう。）を有する者でなければならない。

（福祉用具購入費の支給の申請）

第5条 償還払い方式による法施行規則第71条第1項及び法施行規則第90条第1項に規定する申請書は、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（様式第1号）によるものとする。

- 2 受領委任払い方式による法施行規則第71条第1項及び法施行規則第90条第1項に規定する申請書は、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）（様式第2号）によるものとする。

- 3 法施行規則第71条第1項及び法施行規則第90条第1項に規定する申請書の提出は、申請者が当該申請に係る福祉用具を使用していることを担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター職員が確認している場合に限り、行うことができるものとする。

（福祉用具購入費の支給の決定）

第6条 市長は、前条第1項又は第2項の申請書の提出があつたときは、速やかに審査の上、支給の可否を決定し、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（住宅改修の事前申請）

第7条 償還払い方式による法施行規則第75条第1項及び法施行規則第94条第1項に規定する申請書は、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給事前申請書（様式第4号）によるものとする。

- 2 受領委任払い方式による法施行規則第75条第1項及び法施行規則第94条第1項に規定する申請書は、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給事前申請書（受領委任払用）（様式第5号）によるものとする。

（住宅改修の事前申請に対する承認）

第8条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、速やかに法施行規則第74条又は第93条に規定する条件に該当する等、保険給付としての適否を確認し、承認又は不承認を介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修承認（不承認）通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（住宅改修の事前申請の取下げ）

第9条 申請者は、前条の規定による承認を受けた後に当該申請内容に基づき住宅改修を完了することができないことが明らかとなった場合は、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請取下げ書（様式第7号）により、当該申請を取り下げなければならない。ただし、当該申請の趣旨を損なわない軽微な変更で住宅改修の一部又は全部が完了できると市長が認める場合（以下「軽微な変更の場合」という。）を除く。

- 2 申請者が、前条の規定による承認を受けた後に当該申請を行った時点において、居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者ではないことが明らかとなった場合は、第11条の規定を準用して当該申請者に通知するものとする。

（住宅改修の事後申請）

第10条 法施行規則第75条第1項第5号及び法施行規則第94条第1項第5号に規定する書類は、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（事後）（様式第8号）によるものとする。

- 2 法施行規則第75条第1項及び法施行規則第94条第1項に規定する住宅改修が完了した後に行う書類の提出は、申請者が当該申請に係る住宅改修箇所を利用していることを担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター職員が確認している場合に限り行うことができるものとする。
- 3 前項に規定する書類の提出は、第8条の規定により承認した住宅改修の内容から変更があつた場合（軽微な変更の場合に限る。）、第1項の申請書にその変更内容を確認できる書類を添えて提出しなければならない。

（住宅改修費の支給の決定）

第11条 市長は、前条第1項の申請書の提出があつたときは、速やかに審査の上、支給の可否を決定し、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給（不支給）決定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日から令和８年12月31日までの間に申請をした者の福祉用具購入費及び住宅改修費の支給については、なお従前の例によることができるものとする。

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書

注意・この申請書に添えて、領収証、福祉用具のパンフレット等を添付してください。

- 給付費を以下の口座に振り込んでください。

福祉用具がこの申請のとおり購入され、利用されていることを確認しました。

確認日 年 月 日

事業所名

介護支援専門員等

(自署又は押印)

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（裏面）

オモテ面の記載欄が不足する場合は、下記欄を用いるか内容を具備する別紙を添付してください。

福 祉 用 具 名 (種目名及び商品名)	特定福祉用具販売 事業者指定番号	製 造 事 業 者 名 及 び 販 売 事 業 者 名	購 入 金 額	購 入 日
(TAIS コード)			円	年 月 日
(TAIS コード)			円	年 月 日
(TAIS コード)			円	年 月 日
(TAIS コード)			円	年 月 日
(TAIS コード)			円	年 月 日
(TAIS コード)			円	年 月 日
(TAIS コード)			円	年 月 日
(TAIS コード)			円	年 月 日
(TAIS コード)			円	年 月 日
(TAIS コード)			円	年 月 日
(TAIS コード)			円	年 月 日
(TAIS コード)			円	年 月 日
(TAIS コード)			円	年 月 日
合 計 金 額			円	

様式第2号(第5条関係)

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）

フリガナ			保 険 者 番 号										
被 保 険 者 氏 名			被 保 険 者 番 号										
			個 人 番 号										
生 年 月 日			要 介 護 度 等										
認 定 有 効 期 間	～												
住 所	電話番号												
福 祉 用 具 名 (種目名及び商品名)	特定福祉用具販売 事業者指定番号	製 造 事 業 者 名 及 び 販 売 事 業 者 名	購 入 金 額	購 入 日									
(TAISコード)			円	年 月 日									
(TAISコード)			円	年 月 日									
福 祉 用 具 が 必 要 な 理 由													
(宛先) 三重県桑名市長 前のとおり関係書類を添えて介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給を申請します。 この申請に係る介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の受領を下記受任者に委任します。 この申請に係る給付費を受領後、市が行う購入内容等の点検に協力し、当該点検について市が委託する者に対し、この申請に係る情報を提供することに同意します。 年 月 日 〒 申請者 住所 (被保険者) 電話番号 氏名													
上記申請者から委任のありました事項について、桑名市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給に関する要綱に基づき承諾しています。 年 月 日 受任者 住 所 (受領委任事業者) 事業者名(法人名) 代表者職及び氏名													

注意・この申請書に添えて、領収証、福祉用具のパフレット等を添付してください。

- ・「福祉用具が必要な理由」については、個々の福祉用具ごとに記載してください。欄内に記載が困難な場合は、別紙に記載してください。ただし、ケアプラン又は特定福祉用具販売計画を添付した場合で、その記載内容から特定福祉用具の必要性が確認できるときは記載を省略できます。

給付費の受領に当たっては以下の受任者口座に振り込んでください。

口 座 振 込 依 頼 欄	銀行 金庫 組合	本 店 支 店 ()	種 目	口 座 番 号					
	金融機関コード	店舗番号	1 普通 2 当座 3 その他						
	フリガナ								
	口座名義人								

福祉用具がこの申請のとおり購入され、利用されていることを確認しました。	
確認日	年 月 日
事業所名	介護支援専門員等
(自署又は押印)	

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（裏面）

オモテ面の記載欄が不足する場合は、下記欄を用いるか内容を具備する別紙を添付してください。

福祉用具名 (種目名及び商品名)	特定福祉用具販売 事業者指定番号	製造事業者名及び 販売事業者名	購入金額	購入日
(TAISコード)			円	年 月 日
(TAISコード)			円	年 月 日
(TAISコード)			円	年 月 日
(TAISコード)			円	年 月 日
(TAISコード)			円	年 月 日
(TAISコード)			円	年 月 日
(TAISコード)			円	年 月 日
(TAISコード)			円	年 月 日
(TAISコード)			円	年 月 日
(TAISコード)			円	年 月 日
(TAISコード)			円	年 月 日
(TAISコード)			円	年 月 日
(TAISコード)			円	年 月 日
(TAISコード)			円	年 月 日
(TAISコード)			円	年 月 日
合 計 金 額			円	

年 月 日

様

三重県桑名市長

年 月利用分
介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給（不支給）決定通知書

年 月 日に申請のありました給付費については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号		
受 付 年 月 日		決 定 年 月 日		
本 人 支 払 額				
給付の種類				
支 給 金 額				
不支給・減額 の理由				
支 払 方 法				
窓 口 払		口 座 払		
お持ちいた だくもの	・この通知書 ・介護保険被保険者証	振 込 口 座	金融機関	
			口座種目	
支払場所	口座番号			
支払期間	口座名義人			
	振込予定年月日			

（お問合せ先）

不服の申立て及び取消訴訟
この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県介護保険審査会（ ）に対し審査請求をすることができます。
（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）
この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、桑名市を被告として（訴訟において桑名市を代表する者は桑名市長となります。）提起することができます。
ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第4号(第7条関係)

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給事前申請書

フリガナ			保 険 者 番 号										
被 保 険 者 氏 名			被 保 険 者 番 号										
			個 人 番 号										
生 年 月 日				要 介 護 度 等									
認 定 有 効 期 間	～												
住 所	電話番号												
住宅の所有者						被保険者との関係							
改修の内容・ 箇所及び規模						業 者 名							
						業者連絡先							
						着工予定日							
						完成予定日							
改修予定費用 （ 税 込 ）													
担当の介護支援専門員等	（事業所名）					（介護支援専門員等氏名）							
（宛先）三重県桑名市長 前のおとり関係書類を添えて介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。 この申請に係る給付費を受領後、市が行う改修内容等の点検に協力し、当該点検について市が委託する者 に対し、この申請に係る情報を提供することに同意します。 年 月 日 〒 申請者 住所 （被保険者） 電話番号 氏名													

注意・この申請書に添えて、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要な理由書、工事費見積書、住宅改修の予定の状態が
確認できるもの(写真及び平面図)を提出してください。

給付費を以下の口座に振り込んでください。

受 取 口 座	☐ 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要） 公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。 ☐ 振込口座を指定する												
	銀行 金庫 組合		本 店 支 店 ()		種 目		口 座 番 号						
口 座 振 込 依 頼 欄	金融機関コード		店舗番号		1 普通 2 当座 3 その他								
	フリガナ												
	口座名義人												

様式第5号(第7条関係)

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給事前申請書（受領委任払用）

フリガナ			保 険 者 番 号										
被 保 険 者 氏 名			被 保 険 者 番 号										
			個 人 番 号										
生 年 月 日			要 介 護 度 等										
認 定 有 効 期 間	～												
住 所	電話番号												
住宅の所有者					被保険者との関係								
改修の内容・ 箇所及び規模					業 者 名								
					業者連絡先								
					着工予定日								
					完成予定日								
改修予定費用 （ 税 込 ）					左記の自己負担額 支 払 予 定 月								
担当の介護支援専門員等	（事業所名）				（介護支援専門員等氏名）								
（宛先）三重県桑市長 前のとおり関係書類を添えて介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。 この申請に係る介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領を下記受任者に委任します。 この申請に係る給付費を受領後、市が行う改修内容等の点検に協力し、当該点検について市が委託する者 に対し、この申請に係る情報を提供することに同意します。 年 月 日 〒 申請者 住所 （被保険者） 電話番号 氏名													
上記申請者から委任のありました事項について、桑名市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給に関する要綱に基づき承諾しています。 年 月 日 受任者 住 所 （受領委任事業者） 事業者名(法人名) 代表者職及び氏名													

注意・この申請書に添えて、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要な理由書、工事費見積書、住宅改修の予定の状態が
確認できるもの(写真及び平面図)を提出してください。
給付費の受領に当たっては以下の受任者口座に振り込んでください。

口 座 振 込 依 頼 欄	銀行 金庫 組合	本 店 支 店 ()	種 目	口 座 番 号					
	金融機関コード	店舗番号	1 普通						
			2 当座						
			3 その他						
	フリガナ								
	口座名義人								

年 月 日

様

三重県桑名市長

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修承認（不承認）通知書

年 月 日に介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修の承認については、次のとおり決定しましたので通知します。

被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
受 付 年 月 日		決 定 年 月 日	
工 事 の 内 容			
施 工 業 者 名			
承 認 可 否			
事 前 承 認 番 号			
改 修 予 定 額		支 給 限 度 額（残 額）	
支 給 予 定 額 ※受領委任払いのとき		自己負担予定額・負担割合 ※受領委任払いのとき	
支 給 の 方 法			
不 承 認 の 理 由			
承 認 の 条 件			

（お問合せ先）

不服の申立て及び取消訴訟
この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県介護保険審査会（ ）に対し審査請求をすることができます。
（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）
この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、桑名市を被告として（訴訟において桑名市を代表する者は桑名市長となります。）提起することができます。
ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第7号(第9条関係)

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請取下げ書

[illegible]

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（事後）

注意・負担割合は領収日時点の割合が適用されます。

- 注意・上記改修費用に係る領収証、住宅改修の完成後の状態を確認できる書類を提出してください。

住宅改修が事前申請及び事後申請のとおり完成し、改修箇所が利用されていることを確認しました。

確認日 年 月 日

事業所名 介護支援専門員等

(自署又は押印)

年 月 日

様

三重県桑名市長

年 月利用分
介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給（不支給）決定通知書

年 月 日に申請のありました給付費については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号		
受 付 年 月 日		決 定 年 月 日		
本 人 支 払 額				
給付の種類				
支 給 金 額				
不支給・減額 の理由				
支 払 方 法				
窓 口 払		口 座 払		
お持ちいた だくもの	・この通知書 ・介護保険被保険者証	振 込 口 座	金融機関	
			口座種目	
支払場所			口座番号	
支払期間			口座名義人	
		振込予定年月日		

（お問合せ先）

不服の申立て及び取消訴訟
この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県介護保険審査会（ ）に対し審査請求をすることができます。
（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）
この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、桑名市を被告として（訴訟において桑名市を代表する者は桑名市長となります。）提起することができます。
ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

参 考

(改正のあらまし)

福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に当たり必要な手続を見直すため要綱の全部を改正するものであります。